

飲食店営業者の皆様へ

次のような営業を営む場合、営業所を管轄する公安委員会の「許可」又は「届出」が必要になります。

● 許可が必要な風俗営業の種別

風俗営業 (接待飲食等営業)	1号営業 (キャバレー・社交飲食店等)	客の飲食に合わせて、客の近くにはべり、継続して談笑したり、お酌をしたり、ダンスをさせたりする等の営業
	2号営業 (低照度飲食店)	低照度(10ルクス以下)で客に飲食させる営業(前号に該当する営業を除く)
	3号営業 (区画席飲食店)	客に飲食させる営業で、客室がつい立てやカーテン等で遮蔽されて他から見通しにくい状態であり、その広さが5平方メートル以下のもの
特定遊興飲食店営業	深夜(午前0時から午前6時まで)、客に酒類を提供するとともに、ショーやダンス、バンドの生演奏等を披露したり、ダンスやゲーム、スポーツ応援等に参加させたりする営業で、一定の照度(10ルクスを超える)があるもの。 ※警察庁ホームページ上で、特定遊興飲食店営業に該当するかセルフチェックできます。	

● 届出が必要な風俗営業の種別

深夜における酒類提供飲食店	飲食店営業のうち、バー、酒場等、午前0時を超えて客に酒類を提供する営業 (通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く)
---------------	---

※公安委員会の「許可」又は「届出」なく営業した場合は、風営法違反(罰則あり)となります。



法を守って適正な営業を行いましょう

====お問い合わせは====
高松北警察署 生活安全課
☎087-811-0110
お気軽にお電話ください